

A 2 - 3 4

5 年 保 存 (常)
(令和10年12月31日まで)

F N . A 2 - 6 - 0

鹿 総 第 2 5 号

鹿 会 第 9 2 号

令 和 5 年 3 月 2 2 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本 部 長

担 当 被 害 者 支 援 係 Tel. XXXXXXXXXX

犯罪被害者等に対するカウンセリング費用の公費負担の実施要領について
(通達)

これまでカウンセリング費用の公費負担については、「犯罪被害者等に対するカウンセリング費用の公費負担の実施要領について(通達)」(令和2年10月13日付け鹿相第186号ほか。以下「旧通達」という。)により運用してきたところであるが、第4次犯罪被害者等支援基本計画(令和3年3月閣議決定)において、できる限り全国的に同水準で運用されることが求められており、本県警察の犯罪被害者等に対するカウンセリング費用の公費負担制度(以下「公費負担制度」という。)についても全国的水準に合ったものとする必要がある。

そこで、公費負担制度の対象となる費用等の一部見直しを行い、下記のとおり運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、本通達は令和5年3月22日から施行し、旧通達は令和5年3月21日限り廃止する。

記

1 趣旨

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)は、犯罪による生命、身体に対する直接的な被害のみならず、その後も、精神的被害に苦しめられており、特に、殺人事件等の凶悪重要事件や強制わいせつ事件等の性犯罪事件の犯罪被害者等は、非常に深刻な精神的被害を被ることが多いとされている。

そこで、本県警察における犯罪被害者等に対する公費負担制度について、全国的水準に合ったものとするべく、公費負担の対象となる費用等の一部見直しを行い、更なる犯罪被害者等の精神的負担軽減を図るものである。

2 公費負担制度の対象者

次に規定する者を、カウンセリング費用の公費負担を行う対象者(以下「対象者」

という。)とする。

(1) 別表に掲げる事件の犯罪被害者等

(2) (1)に掲げる者のほか、警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が総務課長と協議の上、必要と認めた者

3 公費負担制度の対象となるカウンセリング

(1) 次の専門家による診療又はカウンセリングに関し、公費負担制度の対象とする。
なお、医師が保険診療として実施する診察の診療料については、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」(昭和55年法律第36号)における重傷病給付金の支給対象となり得る場合があるので注意すること。

ア 精神科医師等（心療内科医師及び小児科医師を含む。）

イ 公認心理師又は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士等

(2) 犯罪被害者等が既に自己負担してカウンセリングを受けている場合であっても、警察署長等と総務課長が協議の上、対象者としてすることができるものとする。

4 公費負担制度で支出可能な費用

3(1)ア、イ記載の専門家が、公費負担制度の対象者の精神的被害の回復に効果があると認めた次の診療、カウンセリングに要した費用とする。

なお、診療、カウンセリングに要する費用については、保険診療又は保険診療外のいずれの場合であっても可能とし、費用の実費額（自己負担額）を公費で支出するものとする。

(1) 初（再）診料

(2) 精神科専門療法料

(3) 検査料

(4) 処方箋料

(5) 投薬料

(6) カウンセリング料

(7) その他医療費

5 公費負担制度の対象期間等の上限

公費負担制度の対象期間等の上限は、専門家によるカウンセリングの初診日から3年間とし、一人当たり年間で原則34,000円を上限とする。

費用について上限を超えることが考えられる場合の判断は、対象者の病状等について専門家の意見を聴くなどし、警察署長等と総務課長が十分に協議の上、決定するものとする。

6 除外事由

2の者であっても、次に掲げる事項に該当する場合は、公費負担制度による支出の対象外とする。

(1) 公費による支出を希望しない場合

(2) 集団的又は常習的に、暴力的不法行為等を行う組織に属している場合

(3) 支出することが社会通念上適切でないと認める場合

7 支出手続等

(1) カウンセリング希望申立書の徴収

警察署長等は、対象者に対して公費負担制度の説明を行う際は、対象者の心情に配慮し、かつ、制度の利用を自主的に判断できるよう分かりやすい説明に努め、対象者がカウンセリングを希望する場合、「カウンセリング希望申立書」（別記第1号様式）の提出を求めるものとする。

なお、カウンセリング希望申立書は、3年保存とする。

(2) 事前協議

警察署長等は、総合事件管理システムから出力した「カウンセリング協議書」（別記第2号様式）に必要事項を記載の上、カウンセリング希望申立書とともに総務課に送付し、総務課長と協議するものとする。

(3) 支払手順

ア 総務課長と協議後、公費負担制度に関し、対象者に説明して診療、カウンセリングを受診させるとともに、診療又はカウンセリングを実施した医療機関等から請求書を受領すること。

なお、請求書の宛名は、対象者個人名ではなく、支払いを行う警察署長等宛とする。

イ 対象者が既に自己負担していた場合は、対象者本人に請求書（別記第3号様式）を記載させるとともに、同請求書に医療機関が発行した領収書を添付させて、提出させること。

なお、対象者が受診した医療機関の領収書を紛失するなどしていた場合には、受診した医療機関から対象者の支払金額を証明する書類等の発行を受けること。

また、対象者が提出した請求書の振込先口座名義に、対象者以外の口座名義を指定した時は、事後の紛議が生じないように、対象者との振込先口座名義人との関係を明らかにしておくこと。

ウ 警察署長等は、医療機関等からの請求書受領後、速やかに、「犯罪被害者等に係るカウンセリング費用の予算配賦について（依頼）」（別記第4号様式。以下「予算配賦依頼書」という。）を作成し、予算配賦依頼書に請求書の写しを添付の上、総務課長に申請すること。

エ 申請を受けた総務課長は、予算配賦依頼書に基づき本部会計課長に予算令達を依頼すること。

なお、支払に関する事務処理については、警察署等の会計課において行うものとし、支払については、金融機関への口座振替払いにより行うものとする。

8 留意事項

(1) 専門家への事前連絡

警察署長等は、対象者が専門家による受診を希望するときは、対象者の事情、事件内容、被害程度等を考慮し、必要があると認めるときは、対象者が受診する前に、当該専門家と打合せを行うものとする。

(2) 部内臨床心理士等の活用等

ア 部内臨床心理士等の積極的活用

実務上、犯罪被害者等に対して部内臨床心理士等がカウンセリングを行い、そ

の結果、個々の症状にあった専門家を紹介し、対象者の精神的負担軽減に努めているところである。

よって、対象者がカウンセリングを希望する場合は、まずは、部内臨床心理士等によるカウンセリングを勧めるものとする。

イ カウンセリング協議書の作成

部内臨床心理士等によりカウンセリングを行う場合も、カウンセリング協議書を作成の上、総務課長と事前協議するものとする。この場合において、部内臨床心理士等がカウンセリングを実施したときは、総務課長は、「カウンセリング実施結果報告書」（別記第5号様式）を作成の上、その結果を警察署長等に報告するものとする。

(3) 総合事件管理システムへの確実な入力など

本通達に基づきカウンセリングを実施した場合は、実施した日付、費用や支援内容などを確実に総合事件管理システムに入力すること。

また、カウンセリング費用については、公費負担の制度の対象期間が3年間と長期間に及ぶことから、管理を徹底すること。

別表（2の(1)関係）

番号	罪名	罰条（適用条文）
1	殺人罪及び同未遂罪	刑法（明治40年法律第45号）第199条及び同法第203条
2	強盗致死傷罪及び同未遂罪	刑法第240条及び同法第243条
3	強盗・強制性交等罪及び同致死罪	刑法241条及び同法第243条
4	強制性交等罪及び同未遂罪	刑法177条及び同法第180条
5	強制わいせつ罪及び同未遂罪	刑法第176条及び同法第180条
6	準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪並びにこれらの罪の未遂罪	刑法第178条及び同法第180条
7	監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪並びにこれらの罪の未遂罪	刑法第179条及び同法第180条
8	強制わいせつ等致死傷罪	刑法第181条
9	未成年者略取及び誘拐罪並びに同未遂罪	刑法第224条及び同法第228条
10	営利目的等略取及び誘拐罪並びに同未遂罪	刑法第225条及び同法第228条
11	身の代金目的略取等罪及び同未遂罪	刑法第225条の2及び同法第228条
12	所在国外移送目的略取及び誘拐罪並びに同未遂罪	刑法第226条及び同法第280条
13	人身売買罪及び同未遂罪	刑法第226条の2及び同法第280条
14	逮捕及び監禁罪	刑法第220条
15	逮捕等致死傷罪	刑法第221条
16	傷害致死罪	刑法第205条
17	傷害のうち、全治1か月以上の傷害を負ったもの	刑法第204条
18	1から17までの罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において致死の結果が生じたもの又は被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの。ただし、19から22は除く。	
19	死亡ひき逃げ事件 車両等の交通により人が死亡した場合において道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件	
20	ひき逃げ事件 車両等の交通により人が傷害を負った場合において道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件	
21	交通死亡事故等 19及び20のほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治3か月以上の傷害を負った事故	
22	危険運転致死傷罪等に該当する事件 19、20及び21のほか、次に該当する事件 ・危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条） ・無免許危険運転致死傷罪（同法第6条第1項） ・無免許危険運転致死傷罪（同法第6条第2項）	

カウンセリング希望申立書

長 殿

私は、以下の説明を受け、その内容について承諾した上で、警察における
カウンセリング費用の公費支出を希望します。

【説明事項】

- 1 本制度の対象とする専門家は、下記のとおりです。
 - ・精神科医師等（心療内科医師，小児科医師を含む。）
 - ・公認心理師又は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士等
- 2 専門家に対し、必要に応じてあなたに関する個人情報等を伝えたり、あなたの状態を確認するため、専門家から聴取する場合があります。
- 3 本制度は、カウンセリングに要した経費（初（再）診療，精神科専門療法料，検査料，処方箋料，投薬料，カウンセリング料，その他医療費）を対象とします。
- 4 本制度の対象期間は、初診日から3年間であり、原則として年間で1人当たり34,000円までが上限です。
- 5 場合によっては、公費負担できない場合があります。
- 6 必要に応じ、警察の臨床心理士等が、電話又は面接を行う場合があります。

年 月 日

住 所

氏 名

被害者との関係 本人

その他

3	年	保	存
(年	月	日まで)
FN. A 2 - 6 - 1			
○	○	第	○
	年	月	日

総務課長 殿

所	属	長
担当		TEL

カウセリング協議書

事 案 名	(適用罪名：)		
発 生 日 時	年 月 日 () 時 分頃		
発 生 場 所			
対 象 者	事案との関係 (被害者 , 遺族・家族 , その他関係者) 住 所 職 業 氏 名 生年月日 (歳) 男・女		
必要性を認めた理由			
事 案 の 概 要 及 び 精神的被害の程度			
カウセリング 実 施 機 関	部 内	<input type="checkbox"/> 部内臨床心理士等 (<input type="checkbox"/> 被害者支援室 <input type="checkbox"/>) 実施希望日時 年 月 日 時 ~ 時 実施希望場所	
	部 外	<input type="checkbox"/> 精神科医師等 <input type="checkbox"/> 公認心理師, 臨床心理士 機関名 住所 電話 受診予定日時 年 月 日 午前・午後 時 分	
担 当 者	係名	氏名	TEL

第3号様式（7の(3)のイ関係）

請 求 書

年 月 日

所属長 殿

住 所
氏 名

次のとおり、 の支払を請求します。

請求金額 円也

振 込 先	金融機関名	支店(出張所)名
口 座 種 別	当 座 ・ 普 通	
口 座 番 号		
フ リ ガ ナ 口 座 名 義		
備 考 (請求者と名義人 の関係等)		

第4号様式(7の(3)のウ関係)

1年未満保存 (年月日まで)
FN. A 2 - 6 - 1
号 外
年 月 日

総務課長 殿

所	属	長
檔		Tel

犯罪被害者等に係るカウンセリング費用の予算配賦について(依頼)
見出しのことについては、下記のとおり予算配賦を依頼する。

記

1 配賦依頼額

円

犯罪被害者等の初(再)診料	円
精神科専門療法料	円
検査料	円
処方箋料	円
投薬料	円
カウンセリング料	円
その他医療費	円

2 事案の概要

- (1) 発生日時
- (2) 発生場所
- (3) 被害者
- (4) 被疑者(被害者との関係の有無)
- (5) カウンセリングを受けた者(被害者との関係)
- (6) 概要

3 参考事項

- (1) 被害後初めてカウンセリングを実施した日
- (2) 年間の公費負担合計額
- (3) 請求にかかるカウンセリング実施日

4 その他

カウンセリング実施機関等からの請求書のコピーを添付する。

第5号様式(8の(2)のイ関係)

3	年	保	存
(年	月	日まで)
FN. A 2 - 6 - 1			
鹿	総	第	号
	年	月	日

殿

総	務	課	長
檔		TEL	

カウンセリング実施結果報告書

事 案 名	
カウ ン セ リ ン グ 実 施 日 時	年 月 日 () 時 分から 時 分までの間
カウ ン セ リ ン グ 実 施 場 所	
カウ ン セ リ ン グ を 受 け た 者	住 所 職 業 氏 名 年 齢
カウ ン セ リ ン グ の 実 施 者	所 属 職 名 氏 名
カウ ン セ リ ン グ 結 果	
措 置 等	1 終 結 2 継 続 3 そ の 他